

認知無効の訴え

2024 年 2 月

令和 4（2022）年 12 月 10 日に成立し、同月 16 日に公布された「民法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律 102 号。以下、改正法と言う）によって、嫡出推定・嫡出否認制度の見直し、認知無効に関する規定の改正、懲戒権の削除等が行われた。懲戒権に関する諸規定は公布日から、改正法のその他の諸規定は令和 6（2024）年 4 月 1 日から施行される。

認知の無効について、改正前の民法 786 条は「子その他の利害関係人は、認知に対して反対の事実を主張することができる。」と規定し、この「反対の事実の主張」が認知無効の主張を意味すると解されている（『家族法』145 頁 - 148 頁）。これにより、子や利害関係人は認知無効の訴え（人事訴訟法 2 条 2 号）を提起して、認知者による認知が無効であることを主張することができる。そして、改正前の民法 786 条のもとでは認知無効を主張できる利害関係人の範囲に制限はなく、不実認知であることを知りながら認知をした認知者自身も、利害関係人として認知無効の訴えを起こすことができるとするのが判例（最判平成 26・1・14民集 68 巻 1 号 1 頁）であった。また、認知無効の訴えについて、法律上出訴期間の制限も置かれていなかった。

改正法ではこれらの点について規定を整備し、認知無効の訴えの提訴権者を子（又はその法定代理人）、認知者（父）、及び母に限ることとした。また、出訴期間も、子と母については認知を知った時、認知者については認知の時から、それぞれ 7 年以内に限定されている（新民法 786 条 1 項）。ただし、認知者は、認知の無効の主張が子の利益を害することが明らかなきときは、認知無効の訴えを起こすことができない（同項ただし書）。

なお、子の出訴期間については、子が認知者と認知後に継続して同居した期間（そのような期間が 2 件以上あるときはそのうち最も長い期間）が 3 年を下回る場合は、子による認知無効の主張が認知者による養育の状況に照らして認知者の利益を著しく害さない限り、子は 21 歳に達するまで認知無効の訴えを提起することができる（新民法 786 条 2 項）。また、いずれの提訴権者の提訴によるものであれ、認知が無効とされた場合において、子は認知者が子について支出した監護費用を償還する義務を負わない（新民法 786 条 4 項）。これらの規定は、嫡出否認の訴えに関する新民法 778 条の 2 第 2 項、同 778 条の 3 と平仄を合わせた内容となっている。

不実認知については、国籍の不正取得の問題があわせて懸案となっており、この点に対応するため、国籍法にも新たに規定が設けられた。国籍法 3 条は、日本国民である父又は母が認知した子で 18 歳未満の者は、法務大臣への届出によって届出時に日本国籍を取得すると規定するが（同条 1 項・2 項）、改正法ではこれに 3 項を新設して、認知について反対の事実があるとき（認知が無効であるとき）は国籍法 3 条 1 項・2 項を適用しないと定めている。

（常岡史子）